

## 和泉市こどもまんなか会議条例

### (設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項の規定に基づき、和泉市こどもまんなか会議（以下「こどもまんなか会議」という。）を置く。

### (担任事務)

第2条 こどもまんなか会議は、市長又は教育委員会の諮問に応じて、基本法第2条第2項に規定するこども施策の実施に関する重要事項及び基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画について調査審議するほか、支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

### (組織)

第3条 こどもまんなか会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) こども施策に関する事業に従事する者
- (3) こども施策に関し学識経験を有する者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 こどもまんなか会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、こどもまんなか会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(臨時委員)

第6条 こどもまんなか会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、第3条の委員のほか、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が適當と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(部会)

第7条 こどもまんなか会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 こどもまんなか会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができます。

(会議)

第8条 こどもまんなか会議の会議（以下この条から第10条までにおいて「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の招集の特例)

第9条 会長は、災害その他の理由により会議を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第10条 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しく

は説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 第8条及び前項の規定は、部会について準用する。この場合において、第8条第1項中「こどもまんなか会議」とあるのは「部会」と、同項及び前項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第11条 こどもまんなか会議の庶務は、子育て支援担当部署において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、こどもまんなか会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(和泉市附属機関に関する条例の一部改正)

2 和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則 (平成27年条例第21号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下、「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の和泉市こども・子育て会議条例第1条の規定により置かれた和泉市こども・子育て会議（以下、「旧会議」という。）の委員である者は、施行日に、改正後の和泉市こどもまんなか会議条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により、和泉市こどもまんなか会議の委員として委嘱されたものとみなす。

この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第1項

の規定にかかわらず、施行日における旧会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行後最初に委嘱された委員（前項の規定により施行日に委員として委嘱されたものとみなされる者を除く。）の任期は、新条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和7年10月27日までとする。